東京都地方独立行政法人評価委員会 平成26年度第4回公立大学分科会 議事概要

1 日 時

平成26年12月4日(木) 10時00分から11時00分まで

2 場 所

東京都庁南棟33階S1会議室

3 出席者

吉武分科会長、池本委員、梅田委員、鷹野委員、福井委員、松山委員、村嶋委員、吉田委員

4 議 題

(1)審議事項

- ①公立大学法人首都大学東京の業務実績評価方針及び評価方法の改正について
- ②平成26年度公立大学法人首都大学東京業務実績報告書作成要領(案)について
- ③公立大学法人首都大学東京役員報酬基準の改定について

5 議事概要

(1)公立大学法人首都大学東京の業務実績評価方針及び評価方法の改正について いて

【事務局からの説明】

○資料1、2に基づき、公立大学法人首都大学東京の業務実績評価方針及び 評価方法の改正案について説明。

【委員質疑、意見等】

○評定の評語の見直しについては、これまでも年度計画を上回る、特筆すべき成果を上げているときに評定1としており、評語の改正により実態に合う形となるため異議はない。

審議の結果、公立大学法人首都大学東京の業務実績評価方針及び評価方法の改正を決定した。

(2) 平成26年度公立大学法人首都大学東京業務実績報告書作成要領(案) について

【事務局からの説明】

○資料3、4に基づき、平成26年度公立大学法人首都大学東京業務実績報告書作成要領(案)について説明。前回の公立大学分科会での委員から出された以下の意見を踏まえ、大項目に記載する「特色ある取組、特筆すべき優れた実績を上げた取組、その他積極的な取組」は、当該年度だけでなく、平成23年度から記載するよう様式を変更し、記載は簡潔にすること等を説明。

(前回の公立分科会での委員意見)

- ・ できるだけ簡潔な標記とし、法人にとって無理のない作業量とするこ と
- ・ 評価委員が評価するにあたり適切な情報量とすること

【委員質疑、意見等】

○大項目に記載する「各年度の特色ある取組、特筆すべき優れた実績を上げ た取組、その他積極的な取組」は、その年度の評定も記載したほうがよい。

審議の結果、大項目に記載する「各年度の特色ある取組等」の欄に、過年度 はその年度の評定も記載することとし、平成26年度公立大学法人首都大学東 京業務実績報告書作成要領(案)のとおり決定した。

(3) 公立大学法人首都大学東京役員報酬基準の改定について

資料5に基づき、事務局から公立大学法人首都大学東京役員報酬基準の改定 について説明。

【委員質疑、意見等】

○国立大学法人では給与改定にあたり、若年層に重点を置いて改定し高位号俸の職員の給料は据え置きまたはマイナスする、または、研究経費を削減するなどしてプラス改定分の財源にあてているが、公立大学法人首都大学東京では今回の人件費の増加分の財源に対し、どのように対応するのか。

⇒ (法人事務局回答)事務経費や建物維持管理経費において、不要不急の支出を抑えたり効率化を進めるなどして対応、また、必要に応じて剰余金を活用して対応し、第二期中期目標期間中は教育・研究経費には影響が出ないように人件費の増加に対応する考えである。

○非常勤監事の報酬が日額となっている。報酬改定について異議があるわけではないが、監事は大学のガバナンスの観点からも重要視され、文部科学省は国立大学法人に対しては監事 2 名のうち 1 名は常勤とするよう求めるなど、その

役割はますます重くなってきている。また、監事の業務は大学に出勤している ときだけではないと認識している。首都大は規模も大きく、同規模の国立大学 の状況を考えると常勤監事がいてもおかしくないと思われる。このような観点 から、監事の報酬は月額など定額としてはどうか。

⇒監事の役割の重要性については承知しており、公立大学法人首都大学東京においても、非常勤ではあるが1名から2名体制としたところである。ご指摘の点についてはすぐにというわけにはいかないが今後の検討課題としたい。

審議の結果、公立大学法人首都大学東京役員報酬基準の改定が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについては特段問題なく、意見はなしと決定された。

(4) その他

事務局から、今後の公立大学分科会のスケジュールについて説明した。